



臨時的任用  
教職員の  
空白の一日  
問題が解消  
できたって  
本当ですか？

## 臨時・非常勤 教職員等をよろしく

そうだ！  
きょうと教組が  
ずっと要求して  
きたことが実現！！  
来年3月給与で  
平均約14,000円  
同6月ボーナスで  
平均約93,000円  
アップだ！！

ブラックジャックによろしく 佐藤秀峰

## 「空白の一日」解消！

来年3月給与平均約14,000円、  
同6月ボーナス平均約93,000円  
アップ！退職手当も増額！

＊きょうと教組の永年の要求が実現！  
臨時的任用教職員の給与、ボーナス、  
退職手当が大きくアップ！！

臨時的任用教職員（臨採常勤講師、臨採事務職員、臨採現業職員など）は、事実上の勤務（年度末業務、離任式など）があるにもかかわらず、これまで「地公法」を口実に3月末に「空白の一日」がおかれてきました。そのため継続任用されても、一旦「離職」とみなされ、給与面などに不利益が生まれていました。きょうと教組は、この「空白の一日」を解消せよと永年、当局に要求してきましたが、3月、府教委・市教委とも2018年度からこの形式を廃止すると発表しました。これによって臨時的任用教職員の来年3月の給与は平均約14,000円、来年6月のボーナスは平均約93,000円アップし、退職手当も増額することになりました。全国的にみても画期的な成果です。

さらにこのたたかひの成果を生かし、きょうと教組は、日教組の仲間と連帯して、臨時的任用教職員を「共

済組合員適用」とすることを引き続き求めていきます。

### ＊私たちは、給与や権利について、ともに考え、待遇改善に取り組みます！

きょうと教組は日教組の仲間と人事院（国）や人事委員会（府市）と交渉を進めてきました。その結果、京都府では14年度から「20年以上の常勤講師経験者を教諭職で任用する」という画期的な制度を実現することができました。また、健康保険証の継続的な使用が臨時的任用教職員すべてに認められるようになりました。

さて、2017年5月には、「地方自治法の一部改正」が行われましたが、これは、非常勤教職員の処遇に大きな影響を与える内容です。この法改正の主旨は、これまで「地公法3の3の3」による特別職だった「非常勤教職員（＝時間講師、事務員、支援員ほか）」の扱いを変更し「(2020年度までに)会計年度任用職員にする」というものです。この改正によって、非常勤教職員にとっては有利になることと不利になる可能性のあることができます。条例改正までに当局と交渉し、課題を明らかにしていかなければなりません。きょうと教組や日教組はこうした非正規労働をめぐる問題点を明らかにし、皆さんとともに歩みを進めていきます。

### ＊困ったことをきょうと教組に相談して下さい。そして仲間になって下さい！

きょうと教組は、京都府や京都市に勤めている教職員の労働組合です。正式名称は、京都府教職員組合といい、日教組に加盟している京都府下唯一の職員団体です。京都府・京都市で働く教職員なら正規・非正規にかかわらず加入することができます。あなたの加入をお待ちしています。詳しくは電話やメールでお尋ねください。

詳しくは裏面のホームページのご案内を参照して下さい。

**JTU**きょうと教組

日本教職員組合

〒604-0867 京都市中京区常真横町 190-5 NHK ビル3F



E-mail : [jtukyoto@pearl.ocn.ne.jp](mailto:jtukyoto@pearl.ocn.ne.jp)

<http://kyoto-union.net>

TEL (075) 252-6771 FAX (075) 252-6772